

# 第7章 移動タンク貯蔵所

## 第1 移動タンク貯蔵所の区分

移動タンク貯蔵所の区分は次によること。

「積載式移動タンク貯蔵所」とは、移動タンク貯蔵所のうち移動貯蔵タンクを車両等に積み替えるための構造を有するものをいう。したがって、移動貯蔵タンクを車両のシャーシフレームにUボルト等により緊結したもので、積替えのためのつり金具、フォークリフトポケット等を備えていないものは、積載式移動タンク貯蔵所に該当しない。【平成元年3月1日消防危第14号、消防特第34号】

## 第2 移動タンク貯蔵所の位置、構造設備の技術上の基準

移動タンク貯蔵所の位置、構造設備の技術上の基準は「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」【昭和48年3月12日消防予第45号】によるほか、次によること。

### 1 常置場所

政令第15条第1項第1号、第2項から第5項

- (1) 既許可の移動タンク貯蔵所の常置場所と同一の場所を常置場所とすることはできないこと。ただし、新しい移動タンク貯蔵所の完成検査までに既許可の移動タンク貯蔵所を廃止又は転出させる場合は、この限りでない。
- (2) 常置場所は、建築物等の可燃性の部分及び火気を使用する箇所から火災予防上安全な距離をとるよう指導すること。ただし、防火上有効な塀がある場合は、この限りではない。
- (3) 給油取扱所駐車スペースを移動タンク貯蔵所の常置場所とすることはできない。

【昭和62年6月17日消防危第60号】

### 2 移動貯蔵タンクの構造

政令第15条第1項第2号

タンク鏡板にマンホールを設けることはできない。【昭和55年12月26日消防危第155号】

### 3 注入ホース、配管等

政令第15条第1項第15号

- (1) 配管に設けるサイトグラスは、火災予防上安全なものは認めることができる。  
【昭和57年3月29日消防危第39号】 【昭和57年4月19日消防危第49号】 【平成13年2月28日消防危第24号】

- (2) 吐出口に給油ホースの結合金具として、ワンタッチ式カップリングの使用は認められる。【昭和55年4月11日消防危第53号】 【昭和56年4月2日消防危第42号】
- (3) 小分けを目的とする給油ホースの長さに定めはないが、必要最小限の長さにとどめるよう指導すること。【昭和52年3月31日消防危第59号】
- (4) ボトムローディング方式（充填所での危険物受け入れ時にタンク上部でなく、吐出口及び底弁から受け入れる方式）の移動タンク貯蔵所の構造は、「移動タンク貯蔵所への危険物注入設備の構造及びそれに伴う移動タンク貯蔵所の構造」【昭和57年2月5日消防危第15号】によること。
- (5) バキュームにより吸排出する方式は、引火点 70℃以上の危険物に限り認められる。【昭和52年3月31日消防危59号】

#### 4 表示設備

政令第15条第1項第17号

危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備は、その内容を鏡板に直接記入することで認められる。【平成元年7月4日消防危第64号】

- (1) 複数の危険物を貯蔵する移動タンク貯蔵所において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように（空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るよう確保する。）タンクを製作した場合は、次によることができる。【平成10年10月13日消防危第90号】
  - ア 当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室が生じる。
  - イ 許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定する。
  - ウ 移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は道路運送車両法の最大積載量を用いて算定する。

#### 5 ポンプ

- (1) ポンプの動力源として、車の動力源を使用しない積載式エンジンを設けることは認められず、外電から受電して使用する火災予防上安全なモーター及びポンプを設けることは、認められる。（引火点40℃以上の危険物に限る。）【昭和51年10月23日消防危第71号】 【昭和53年4月22日消防危第62号】
- (2) 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所にポンプを設けるときは、けん引車側にポンプを設ける等火災予防上支障のある場合は認められない。【昭和57年4月28日消防危第54号】 【昭和58年11月29日消防危第124号】

### 第3 積載式移動タンク貯蔵所の基準

政令第15条第2項

- 1 許可の件数、対象、コンテナの積み替え等「積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する

る運用基準」【平成4年6月18日消防危第54号】によること。

## 2 位置、構造、設備の基準

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」【昭和48年3月12日消防予第45号】によること。

## 3 国際輸送用のタンクコンテナ

国際輸送用のタンクコンテナを車両に積載する移動タンク貯蔵所については、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」【平成13年4月9日消防危第50号】「国際輸送用積載式指導タンク貯蔵所に関する許可等に係る資料の送付について」【平成4年11月12日消防危第93号】によること。

## 第4 航空機又は船舶の燃料タンクに給油する移動タンク貯蔵所の基準

政令第15条第3項

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」【昭和48年3月12日消防予第45号】によること。

## 第5 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程（IMDGコード）

に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所

政令第15条第5項

- 1 「移動タンク貯蔵所の技術上の基準等（IMDGコード型タンクローリー車、運転要員の確保関係）に係る運用について」によること。【平成16年3月23日消防危第35号】
- 2 IMDGコードにおいてタンクの諸元毎に定められている適応する危険物に係る規定について適合すること。【平成25年2月22日消防危第25号】

## 第6 移動タンク貯蔵所の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

移動タンク貯蔵所から引火点が40℃以上の第4類の危険物を、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により自動車等の燃料タンクに直接危険物を給油する行為は、指定数量未満の場合は認められる。【平成2年10月31日消防危第105号】